

目 次

	ページ
訓 令	
1 新潟県市町村総合事務組合職員の時差出勤に関する規程	2
告 示	
6 新潟県市町村総合事務組合指定金融機関等の名称、位置及び事務取扱区分の一部改正.....	6
7 新潟県市町村総合事務組合指定金融機関等の名称、位置及び事務取扱区分の一部改正.....	7

新潟県市町村総合事務組合訓令第1号

事務局

新潟県市町村総合事務組合職員の時差出勤に関する規程を次のとおり定め、令和6年4月1日から実施する。

令和6年3月18日

新潟県市町村総合事務組合管理者 二階堂 馨

新潟県市町村総合事務組合職員の時差出勤に関する規程

(趣旨)

第1条 この訓令は、公務能率の向上を図るとともに、職員の健康保持、時間外勤務の抑制及びワーク・ライフ・バランスの推進を図るため、職員の時差出勤に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において「時差出勤」とは、新潟県市町村総合事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成16年条例第11号。以下「勤務時間条例」という。)第3条第2項又は新潟県市町村総合事務組合会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則(令和2年規則第2号。以下「規則」という。)第3条第2項に規定する1日の勤務時間を変更せず、始業又は終業の時刻を繰り上げ、又は繰り下げることにより、新潟県市町村総合事務組合職員服務規程(平成16年訓令第4号。以下「服務規程」という。)第5条に定める勤務時間又は規則第3条第2項により割り振られた勤務時間と異なる勤務時間を割り振ることをいう。

(対象職員)

第3条 時差出勤の対象となる職員(以下「対象職員」という。)は、服務規程第5条に規定する勤務時間が割り振られている一般職の職員及びパートタイム会計年度任用職員とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する職員を除く。

- (1) 勤務時間条例第2条第2項に規定する育児短時間勤務職員等、同条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員及び同条第4項に規定する任期付短時間勤務職員
- (2) 勤務時間条例第4条の規定の適用を受ける職員
- (3) 勤務時間条例第16条の2に規定する介護時間の承認を受けている職員
- (4) 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第19条第1項の規定による部分休業を行っている職員

(時差出勤の区分等)

第4条 時差出勤の始業の時刻及び休憩時間(以下「始業時刻等」という。)は、別表に定めるとおりとする。

(時差出勤命令)

第5条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、別表に定める始業時刻等の区分により時差出勤を命ずることができる。

- (1) 対象職員が会議、審査会、説明会、市町村職員研修その他の業務であらかじめ通常の勤務時間以外の時間に実施することが決定している業務に従事する場合であって、管理者が必要と認めるとき。
- (2) 対象職員の都合により時差出勤を申し出た場合であって、管理者が業務の状況を総合的

に判断し、適当と認めるとき。

2 管理者は、前項に規定する時差出勤を命ずるときは、当該勤務を要する日の前週の金曜日までに時差出勤申請書兼命令簿(別記様式)により、当該職員に明示しなければならない。

(申請)

第6条 前条第1項第2号により時差出勤を申し出ようとする対象職員は、原則として時差出勤開始日の1週間前までに、時差出勤申請書兼命令簿により管理者に申請しなければならない。

2 申請単位は、1日、1週間、1か月又は1年とし、かつ、年度を越えてはならない。ただし、次年度以降の再度の申請は妨げない。

(時差出勤命令の変更等)

第7条 管理者は、第5条の規定による時差出勤命令後に当該命令を取り消し、又は割り振った始業時刻等を変更する必要があるときは、当該時差出勤命令の勤務日の前日までに当該命令を取り消し、又は始業時刻等の割振りを変更しなければならない。

(留意事項)

第8条 管理者は、時差出勤を命ずるに当たっては、業務の特性並びに職員及び組織の状況を考慮し、行政サービスが低下しないよう留意しなければならない。

2 管理者は、時差出勤を命令した職員の始業時刻等の管理を適正に行わなければならない。

3 時差出勤の命令を受けた職員は、その始業時刻等の区分を他の職員その他の関係者に周知するよう努めなければならない。

(実施細目)

第9条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

別表

ア 職員

区分	始業時刻	休憩時間
A勤務	午前7時00分	正午～午後1時
B勤務	午前7時15分	〃
C勤務	午前7時30分	〃
D勤務	午前7時45分	〃
E勤務	午前8時00分	〃
F勤務	午前8時15分	〃
G勤務	午前8時30分	〃
H勤務	午前8時45分	〃
I勤務	午前9時00分	〃
J勤務	午前9時15分	〃
K勤務	午前9時30分	〃

イ パートタイム会計年度任用職員

区分	始業時刻	休憩時間
L勤務	午前8時40分	正午～午後1時
M勤務	午前8時55分	〃

N勤務	午前 9 時 10 分	〃
O勤務	午前 9 時 25 分	〃
P勤務	午前 9 時 40 分	〃
Q勤務	午前 9 時 55 分	〃
R勤務	午前 10 時 10 分	〃
S勤務	午前 10 時 25 分	〃

時差出勤申請書兼命令簿

所屬名

職名

氏名

申請日	命令日	命令権者の確認	勤務日又は勤務期間	勤務区分	時差出勤の理由	従事者の確認
年 月 日	年 月 日		年 月 日 ～ 年 月 日	勤務 : ~ :		
年 月 日	年 月 日		年 月 日 ～ 年 月 日	勤務 : ~ :		
年 月 日	年 月 日		年 月 日 ～ 年 月 日	勤務 : ~ :		
年 月 日	年 月 日		年 月 日 ～ 年 月 日	勤務 : ~ :		
年 月 日	年 月 日		年 月 日 ～ 年 月 日	勤務 : ~ :		
年 月 日	年 月 日		年 月 日 ～ 年 月 日	勤務 : ~ :		
年 月 日	年 月 日		年 月 日 ～ 年 月 日	勤務 : ~ :		
年 月 日	年 月 日		年 月 日 ～ 年 月 日	勤務 : ~ :		
年 月 日	年 月 日		年 月 日 ～ 年 月 日	勤務 : ~ :		
年 月 日	年 月 日		年 月 日 ～ 年 月 日	勤務 : ~ :		

新潟県市町村総合事務組合告示第6号

新潟県市町村総合事務組合指定金融機関等の名称、位置及び事務取扱区分（平成16年告示第5号）の一部を次のとおり改正し、令和5年9月19日から実施した。

令和6年3月18日

新潟県市町村総合事務組合管理者 二階堂 馨

改正後			改正前		
2 新潟県市町村総合事務組合交通災害共済事業の事務			2 新潟県市町村総合事務組合交通災害共済事業の事務		
(1) 総括店 (略)			(1) 総括店 (略)		
(2) 収納代理金融機関			(2) 収納代理金融機関		
公金の出納 所轄事務所	取りまとめ 収納店の名 称、位置 〔収納店で 収納した会 費の取りま とめ事務〕	収納店の名称 (会費収納の事務)	公金の出納 所轄事務所	取りまとめ 収納店の名 称、位置 〔収納店で 収納した会 費の取りま とめ事務〕	収納店の名称 (会費収納の事務)
(略)			(略)		
魚沼市事務所	(略)	(略) 〃 堀之内支店 ゆきぐに信用組合 小出郷支 店 北魚沼農業協同組合 本店 (略)	魚沼市事務所	(略)	(略) 〃 堀之内支店 塩沢信用組合 小出郷支店 北魚沼農業協同組合 本店 (略)
南魚沼市事 務所	(略)	(略) 〃 大和町支店 ゆきぐに信用組合 本店 〃 石打支店 (略)	南魚沼市事 務所	(略)	(略) 〃 大和町支店 塩沢信用組合 本店 〃 石打支店 (略)
(略)			(略)		
中魚沼郡 津南町事務 所	(略)	第四北越銀行 津南支店 ゆきぐに信用組合 津南支店	中魚沼郡 津南町事務 所	(略)	第四北越銀行 津南支店 塩沢信用組合 津南支店
(略)			(略)		

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

新潟県市町村総合事務組合告示第7号

新潟県市町村総合事務組合指定金融機関等の名称、位置及び事務取扱区分（平成16年告示第5号）の一部を次のとおり改正し、令和6年2月1日から実施した。

令和6年3月18日

新潟県市町村総合事務組合管理者 二階堂 馨

改正後			改正前		
2 新潟県市町村総合事務組合交通災害共済事業の事務			2 新潟県市町村総合事務組合交通災害共済事業の事務		
(1) 総括店			(1) 総括店		
(略)			(略)		
(2) 収納代理金融機関			(2) 収納代理金融機関		
公金の 出納所 轄事務 所	取りまとめ収納 店の名称、位置 〔収納店で収納 した会費の取り まとめ事務〕	収納店の名称 (会費収納の事務)	公金の 出納所 轄事務 所	取りまとめ収納 店の名称、位置 〔収納店で収納 した会費の取り まとめ事務〕	収納店の名称 (会費収納の事務)
(略)			(略)		
長岡市事 務所	(略)	(略) 〃 小国支店 魚沼農業協同組合 川口支店 東日本信用漁業協同組合連合 会 新潟支店	長岡市事 務所	(略)	(略) 〃 小国支店 北魚沼農業協同組合 川口支 店 東日本信用漁業協同組合連合 会 新潟支店
(略)			(略)		
柏崎市事 務所	第四北越銀行 柏崎支店 柏崎市	(略)	柏崎市事 務所	第四北越銀行 柏崎中央支店 柏崎市	(略)
(略)			(略)		
小千谷市 事務所	第四北越銀行 小千谷支店 小千谷市	(略) 新潟県労働金庫 小千谷支店 魚沼農業協同組合 小千谷支 店 〃 片貝支店	小千谷市 事務所	第四北越銀行 小千谷中央支店 小千谷市	(略) 新潟県労働金庫 小千谷支店 越後おぢや農業協同組合 城 川支店 〃 片貝中央支店
(略)			(略)		
十日町市 事務所	第四北越銀行 十日町支店 十日町市	(略) 新潟県労働金庫 十日町支店 魚沼農業協同組合 本店 〃 きたはら支店 (略)	十日町市 事務所	第四北越銀行 十日町中央支店 十日町市	(略) 新潟県労働金庫 十日町支店 十日町農業協同組合 本店 〃 きたはら支店 (略)
(略)			(略)		
村上市事 務所	第四北越銀行 村上支店 村上市	(略)	村上市事 務所	第四北越銀行 村上中央支店 村上市	(略)
(略)			(略)		
五泉市事 務所	第四北越銀行 五泉支店 五泉市	(略)	五泉市事 務所	第四北越銀行 五泉中央支店 五泉市	(略)
(略)			(略)		
魚沼市事 務所	(略)	(略) ゆきぐに信用組合 小出郷支 店 魚沼農業協同組合 小出支店 〃 堀之内支店 (略)	魚沼市事 務所	(略)	(略) ゆきぐに信用組合 小出郷支 店 北魚沼農業協同組合 本店 〃 中央支店 〃 堀之内支店 (略)
(略)			(略)		

胎内市事務所	第四北越銀行 <u>中条支店</u> 胎内市	(略)	胎内市事務所	第四北越銀行 <u>中条中央支店</u> 胎内市	(略)
(略)			(略)		
南蒲原郡 田上町事務所	第四北越銀行 <u>加茂支店</u> 田上町	(略)	南蒲原郡 田上町事務所	第四北越銀行 <u>加茂中央支店</u> 田上町	(略)
(略)			(略)		
中魚沼郡 津南町事務所	(略)	(略) ゆきぐに信用組合 津南支店 魚沼農業協同組合 津南支店	中魚沼郡 津南町事務所	(略)	(略) ゆきぐに信用組合 津南支店
(略)			(略)		

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。